

(参考資料)

(財) 安全衛生技術試験協会  
＜法人シート／事務・事業シート（概要説明書）＞

**法人シート（概要説明書）**

<b>法人名</b>		(財)安全衛生技術試験協会					
<b>当省担当部局</b>		労働基準局	<b>担当課・室名</b>		総務課		
<b>沿革</b>		S51年4月 (財)作業環境測定士試験協会を設立 S53年4月 (財)安全衛生技術試験協会に改称					
※ 1 役員	役員数	12	うち常勤役員数	3	うち非常勤役員数	9	
	職員数	90	うち常勤職員数	90	うち非常勤職員数	0	
国家公務員再就職者の状況※2	官庁OB役員数	4(4) → 4(4)	うち常勤役員数	3(3) → 3(3)	うち非常勤役員数	1(1) → 1(1)	
	官庁OB職員数	38(38) → 35(35)	うち常勤職員数	37(37) → 34(34)	うち非常勤職員数	1(1) → 1(1)	
法人概要	<b>目的</b> (何のために)	労働安全衛生法及び作業環境測定士法に基づく試験の実施に関する事務を行うこと等によって、労働災害の防止及び適正な作業環境の確保に資し、もって労働者の安全と健康を確保すること。					
	<b>対象</b> (誰/何を対象に)	労働安全衛生法に基づく免許試験、労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験並びに作業環境測定士法に基づく作業環境測定士試験を受験する者					
	<b>事務・事業内容</b> (手段、手法など)	労働安全衛生法に基づく免許試験、労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験並びに作業環境測定士法に基づく作業環境測定士試験の実施に関する事務（指定事業）					
<b>年間収入合計</b> (千円) ※3		1,946,173	<b>年間支出合計</b> (千円)		1,764,151	<b>負債額</b> (千円)	
会費収入		0	事業費		1,169,814	負債相当額	
財産運用収入		25,084	管理費		267,673	その他の負債	
寄付金収入		0	事業に不可欠な固定資産		55,826	正味財産額	
補助金等収入		0	その他の支出		270,838	内部留保額	
うち国から		0	資産額		4,170,627	内部留保水準(%)	
うち独法等から		0				年間収入に占める国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合(%)	
事業収入		1,791,877	基本財産		250,000	国・独法等からの補助金等(平成22年度見込み)※4	
うち国からの委託費交付総額		0	公益事業基金		560,000	—	
うち独法等からの委託費総額		0	運営固定資産		258,827	国からの権限付与の概要	
その他の収入		129,212	引当資産等		2,408,400	根拠条文	
			その他の資産		693,399	①免許試験の代行業務 ②労働安全・衛生コンサルタント試験の代行業務 ③作業環境測定士試験の代行業務	

※根拠条文：①安衛法第75条の2第1項 ②安衛法第83条の2 ③作業環境測定法第20条第1項

(※1) 役員員の状況は、平成21年12月1日現在。

(※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年4月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入。

(※3) 年間収入合計等は、平成20年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛での補助金等交付の見込み額を記入。

※  
欄外参照

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		<b>労働安全衛生法に基づく免許試験【試験】</b>			
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>		労働安全衛生法第75条の2第1項	<b>関係する通知等</b>		
<b>事務・事業概要</b>	<b>目的</b> (何のために)	<p>労働者の安全と健康を確保するため、以下の者に係る必要な知識・技能を確認するための免許試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の健康障害の防止等を図るために一定規模（常時50人）以上の事業場に配置される労働衛生に関する知識を有する衛生管理者</li> <li>労働災害を防止するため、当該作業に関する十分な知識・経験を有する者による管理を必要とする一定の危険又は有害な作業について選任が義務付けられている作業主任者</li> <li>クレーンの運転、ボイラーの取扱い作業等の危険な作業を伴う業務（就業制限業務）に従事する者</li> </ul>			
	<b>対象</b> (誰/何を対象に)	労働者等			
	<b>事務・事業内容</b> (手段、手法など)	<p>18種類の免許試験（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、発破技士、揚化装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士及び潜水士）に係る学科試験及び実技試験の事務（試験問題の作成、試験日時及び試験場の公示、受験申請書の受理、試験の実施、可否の決定及び可否の通知）を実施している。</p> <p>試験は、全国7箇所（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）の安全衛生技術センターで実施するほか、受験者の利便性のためセンターのない都府県等において出張試験を実施している。</p>			
	<b>事業の期限</b>	なし			
	<b>事業の沿革</b>	<p>[いつから実施]</p> <p>昭和53年6月1日指定          昭和53年10月1日から関西地域          昭和55年4月1日から関東地域          昭和59年11月1日から中部地域          昭和61年3月1日から中国四国地域          昭和61年12月1日から東北地域          昭和62年11月1日から北海道地域</p> <p>[指定法人の変遷]</p> <p>昭和53年～現在まで (財)安全衛生技術試験協会          [途中で廃止していた期間の有無]          なし</p>			
<b>事業の必要性</b> (国が事業を行う必要性を含む。)	<p>労働者が従事する作業の中には、適切に操作を行わないと、ボイラーのように爆発のおそれがあるもの、クレーンのように転倒のおそれがあるものなど、危険な作業を伴うものがある。これらの作業に伴う災害には、当該作業に従事している労働者のみならず、周囲にいる労働者や場合によっては一般公衆にまで被害が及ぶおそれのあるものもある。</p> <p>このため、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）において、一定の危険、有害な業務等に関しては一定の知識技能を有する者でなければ業務に就くことを禁止する措置がとられ、衛生管理者の免許、作業主任者の免許及び危険業務に係る免許等就業制限を行い、労働災害の防止の徹底を図っているものである。</p> <p>免許試験では、学科試験により必要な知識についての確認をし、また、実技試験により必要な技能を確認し、一定の危険、有害な業務に従事する者等の能力を担保しているものである。</p>				
<b>活動実績</b> (成果物は別紙で一覧を提出)		<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	免許試験（学科）のべ実施回数（ 内は出張試験によるもの）	回	1,349 (447)	1,353 (430)	1,341 (417)
	免許試験（実技）のべ実施回数	回	423	485	459
	免許試験（学科）受験申請者数 （ 内は出張試験によるもの）	人	179,902 (53,535)	192,480 (56,726)	195,527 (55,212)
	免許試験（実技）受験申請者数	人	7,652	8,433	7,959
<b>パンフレット等の作成</b> (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	パンフレット	部	163,900	134,280	228,000
	試験案内	部	1,301,341	1,265,347	1,186,710
	受験申請書(振込用紙等)のみの場合も含む)	部	579,300	541,300	465,300
<b>過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物</b>	1 年度 2 実績	<p>H20年度（収入 1,800,725千円、支出 1,510,153千円）          免許試験受験申請者数 (学科) 195,527人、(実技) 7,959人          免許試験のべ実施回数 (学科) 1,341回、(実技) 459回</p>			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<p><b>事業名</b></p>	<p><b>労働安全衛生法に基づく免許試験【試験】</b></p>	
<p><b>指定の必要性</b> (指定制度を廃止した場合の問題点を含む。)</p>	<p>安衛法に基づく免許試験は18種類にも及び、従来、試験を実施していた都道府県労働基準局の他の業務に支障を生じさせ、また、試験場の確保が困難なことから試験の実施回数が制限され、受験者に不便をかける等の問題が生じていた。このため、常時試験を実施し得る体制を整備することによって、受験者の不便と行政事務の効率化を図ることとし、昭和52年の安衛法改正により、労働大臣に代わって試験事務を行う「指定試験機関」に関する規定が盛り込まれ、財団法人安全衛生技術試験協会が昭和53年6月1日に指定されたものである。</p> <p>安衛法に基づく免許試験は、一定の危険、有害な業務に従事する者の能力をそれによって担保し、労働災害の防止に資することを目的としているものであり、その試験の実施に当たっては、高度の公正、中立性、斉一性が要求されることから、指定試験機関の指定は全国で一を限って行われることとされている。</p> <p>指定制度を廃止し、国が直接事務を行うことは、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くこと、また、登録制度へ移行し、複数の法人が試験事務を行うこととなった場合には効率的な試験事務の実施が困難となるほか、試験の水準の適正な保持等が困難となるおそれがある。</p>	
<p><b>指定の要件</b></p>	<p>(安衛法第75条の3)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 他に指定を受けた者がいないこと。</li> <li>2 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。</li> <li>3 経理的及び技術的な基礎が、試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。</li> <li>4 次に該当しない者であること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般社団法人又は一般財団法人以外のものであること。</li> <li>② 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。</li> <li>③ 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。</li> <li>④ 指定が取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。</li> <li>⑤ 役員のうち、③に該当する者があること。</li> <li>⑥ 役員のうち、労働安全衛生法違反等による解任命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者があること。</li> </ol> </li> </ol>	
<p><b>現在の指定法人</b></p>	<p>(財)安全衛生技術試験協会</p>	
<p>国（民間委託を含む。）で直接実施</p>	<p><b>直接実施の可否</b></p>	<p>否</p>
	<p><b>想定する実施主体</b></p> <p><b>理由</b></p>	<p>労働安全衛生法による免許試験はかつては国が行っていたものであるが、18種類の免許試験の業務は膨大であるため、一方では、都道府県労働局の他の業務に支障を生じさせ、他方では、試験場の確保が困難なことから試験の実施回数が制限され、受験者に不便をかける等の問題が生じていた。</p> <p>このため、昭和52年の法改正により、指定試験機関による免許試験の実施を可能とし、常時試験を実施し得る体制を整備することによって、受験者の不便と行政事務の効率化を図ったものであり、行政が再び直接実施する場合、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くことから、指定制度を維持するべきである。</p>
<p>登録制度への移行</p>	<p><b>移行の可否</b></p>	<p>否</p>
	<p><b>理由</b></p>	<p>安衛法に基づく免許試験は、一定の危険、有害な業務に従事する者の能力をそれによって担保し、労働災害の防止に資することを目的としているものであり、その試験の実施に当たっては、高度の公正、中立性、斉一性が要求されることから、指定試験機関の指定は全国で一を限って行われることとされている。</p> <p>登録制度へ移行し、複数の法人が試験事務を行うこととなった場合には効率的な試験事務の実施が困難となるほか、試験の水準の適正な保持等が困難となるおそれがある。</p>
<p><b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役員について 理事長は民間出身者から選任 常務理事（常勤）及び監事（非常勤）の公募 常勤理事1名の削減</li> <li>○ 職員について 常勤職員2名削減（平成23年度） 定年退職者の後は民間出身者を積極的に採用</li> <li>○ 事業費調整引当預金等の見直し 安全衛生技術センターの施設の改修等の受験環境改善のために必要な資金を除いて縮減する。 縮減によって生ずる資金は、当面、労働安全・労働衛生コンサルタント試験及び作業環境測定士試験の安定的な事業運営のための基金とする。</li> <li>○ 平成21年度から学科試験の手数料の引き下げを行った（8,300円→7,000円）。 単年度収支が均衡するよう、平成23年度からさらに6,800円へと引き下げる。</li> </ul>	

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名		労働安全衛生法に基づく免許試験【試験】					
事業の収支状況（千円）	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計	
収入	1,482,432	1,510,248	1,580,513	1,696,619	1,715,247	7,985,059	
手数料（利用者負担）	1,482,432	1,510,248	1,580,513	1,696,619	1,715,247	7,985,059	
国からの補助金	0	0	0	0	0	0	
その他（ ）	0	0	0	0	0	0	
支出	1,230,801	1,252,272	1,211,188	1,218,484	1,201,174	6,113,919	
収支差	251,631	257,976	369,325	478,135	514,073	1,871,140	
平成21年度予算見込額			人件費				
コスト	事業費	478,666	千円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）	従事役員数
	人件費	889,028	千円		常勤職員	千円	人
	管理費	68,940	千円		非常勤職員	千円	人
	総計	1,436,634	千円				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（千円）	1,218,484	1,201,174	1,436,634				
内訳	人件費			889,028			
	旅費交通費			27,294			
	印刷製本費			37,993			
	通信運搬費			41,288			
	その他			441,031			
平成22年度の国からの財政支出見込額（千円）	0						

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
特段なし			

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] 平成21年9月30日  [内容] 中央省庁などのOBが在籍している、資格の取得に必要な試験や講習を実施している法人（65団体）の一つとして取り上げられた。	東京新聞	②	常務理事について、次期役員改選時（平成22年3月末）に公募を要請。その他の厚生労働省出身者の役員ポストについても、法人において、法人の経営運営改革を実施するという観点を重視し選任する方向で検討。

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		労働安全衛生法に基づく労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験【試験】			
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>		労働安全衛生法第83条の2	<b>関係する通知等</b>		
<b>事務・事業概要</b>	<b>目的</b> （何のために）	事業場からの要請に応じて、安全又は衛生についての診断、指導を行う労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントとしての知識・技能を確認するための試験を実施する。			
	<b>対象</b> （誰/何を対象に）	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントになろうとする者			
	<b>事務・事業内容</b> （手段、手法など）	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントとして、安全又は衛生についての診断や指導を適正になし得るだけの知識・技能について確認するため、筆記試験及び口述試験に関する試験事務（合格の決定に関する事務を除く。）を実施している。 労働安全コンサルタント試験においては、学科試験により産業安全、関係法令、選択科目（機械、電気、化学、土木、建築から一つ）について知識を確認するとともに、口述試験により産業安全、選択科目（機械、電気、化学、土木、建築から一つ）について診断、コンサルティング技能を確認している。 労働衛生コンサルタント試験においては、学科試験により労働衛生、関係法令、選択科目（健康管理、労働衛生工学から一つ）について知識を確認するとともに、口述試験により労働衛生、選択科目（健康管理、労働衛生工学から一つ）について診断、コンサルティング技能を確認している。			
	<b>事業の期限</b>	なし			
	<b>事業の沿革</b>	[いつから実施] 平成12年4月26日指定  [指定法人の変遷] 平成12年～現在 （財）安全衛生技術試験協会  [途中で廃止していた期間の有無] なし			
<b>事業の必要性</b> （国が事業を行う必要性を含む。）	事業者が労働者の安全と健康を守るためには安衛法令の遵守、自主的な取組等が不可欠であるが、高度化する生産工程等に対処していくためには、民間有識者の有する技術的能力の活用を図ることが有効であるため、安衛法において、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）制度が設けられている。 コンサルタントによる診断や指導の内容が不十分であったり、不適切であったりすると労働災害防止にとって望ましくない結果を生ずることから、コンサルタントについては、安全又は衛生についての診断や指導を適正になし得るだけの知識、経験を求める必要がある。このため、コンサルタントに必要な知識、コンサルティング技能等を確認するためのコンサルタント試験を実施している。				
<b>活動実績</b> （成果物は別紙で一覧を提出）		<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	労働安全コンサルタント試験 受験申請者数	人	筆記 1,045 口述 385	筆記 994 口述 196	筆記 985 口述 269
	労働衛生コンサルタント試験 受験申請者数	人	筆記 275 口述 321	筆記 321 口述 367	筆記 309 口述 341
<b>パンフレット等の作成</b> （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	試験案内	部	13,000	13,000	13,000
	受験申請書	部	9,000	8,500	8,500
<b>過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物</b>	1 年度 2 実績	H12年度 労働安全コンサルタント試験受験申請者数 （筆記）1,368人 （口述）753人 労働衛生コンサルタント試験受験申請者数 （筆記）222人 （口述）414人			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		<b>労働安全衛生法に基づく労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験【試験】</b>
<b>指定の必要性</b> (指定制度を廃止した場合の問題点を含む。)		<p>コンサルタント試験は、従来、国が実施していたものであるが、受験者数の急増、また、行政改革会議の最終報告（平成9年12月3日）等の要請もあり、行政事務の簡素合理化の観点から、試験事務等の定型的な業務について極力民間に移譲することとなり、平成11年の安衛法改正により、「指定試験機関」に関する規定が盛り込まれ、試験協会が平成12年4月26日に指定されたものである。</p> <p>指定制度を廃止し、国が直接事務を行うことは、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くこと、また、登録制度へ移行し、複数の法人が試験事務を行うこととなった場合には効率的な試験事務の実施が困難となるほか、試験の水準の適正な保持等が困難となるおそれがある。</p>
<b>指定の要件</b>		<p>(安衛法第83条の3)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 他に指定を受けた者がいないこと。</li> <li>2 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。</li> <li>3 経理的及び技術的な基礎が、試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。</li> <li>4 次に該当しない者であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</li> <li>② 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。</li> <li>③ 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。</li> <li>④ 指定が取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。</li> <li>⑤ 役員のうちに、③に該当する者があること。</li> <li>⑥ 役員のうちに、労働安全衛生法違反等による解任命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者があること。</li> </ol> </li> </ol>
<b>現在の指定法人</b>		(財)安全衛生技術試験協会
国（民間委託を含む。）	<b>直接実施の可否</b>	否
	<b>想定する実施主体</b>	
で直接実施	<b>可</b>	<b>理由</b>
	<b>否</b>	<p>コンサルタント試験は、従来、国が実施していたものであるが、コンサルタント試験の受験者数が急増しており、また、行政改革会議の最終報告（平成9年12月3日）等の要請もあり、行政事務の簡素合理化の観点から、平成11年に法改正を行い、指定指定機関に試験事務を行わせることを可能としたものであり、行政が再び直接実施する場合、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くことから、指定制度を維持するべきである。</p>
登録制度への移行	<b>移行の可否</b>	否
	<b>否</b>	<b>理由</b>
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役員について 理事長は民間出身者から選任 常務理事（常勤）及び監事（非常勤）の公募 常勤理事1名の削減</li> <li>○ 職員について 常勤職員2名削減（平成23年度） 定年退職者の後は民間出身者を積極的に採用</li> <li>○ 事業費調整引当預金等の見直し 安全衛生技術センターの施設の改修等の受験環境改善のために必要な資金を除いて縮減する。 縮減によって生ずる資金は、当面、労働安全・労働衛生コンサルタント試験及び作業環境測定士試験の安定的な事業運営のための基金とする。</li> <li>○ 平成21年度から学科試験の手数料の引き下げを行った（8,300円→7,000円）。 単年度収支が均衡するよう、平成23年度からさらに6,800円へと引き下げる。</li> </ul>

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名		労働安全衛生法に基づく労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験【試験】					
事業の収支状況（千円）		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
収入	収入	39,644	38,137	39,446	39,915	38,334	195,476
	手数料（利用者負担）	39,644	38,137	39,446	39,915	38,334	195,476
	国からの補助金	0	0	0	0	0	0
	その他（ ）	0	0	0	0	0	0
支出		162,274	158,352	143,141	159,300	154,976	778,043
収支差		△122,630	△120,215	△103,695	△119,385	△116,642	△582,567
		平成21年度予算見込額		人件費			
コスト	事業費	61,475 千円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役員数
	人件費	106,646 千円			常勤職員	千円	人
	管理費	24,395 千円			非常勤職員	千円	人
	総計	192,516 千円					
		平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）	
内訳	これまでの予算額等（千円）	159,300		154,976		192,516	
	人件費					106,646	
	旅費交通費					6,669	
	印刷製本費					999	
	通信運搬費					1,180	
	その他					77,022	
平成22年度の国からの財政支出見込額（千円）	0						

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
[日付] 平成21年9月30日  [内容] 中央省庁などのOBが在籍している、資格の取得に必要な試験や講習を実施している法人（65団体）の一つとして取り上げられた。	東京新聞	②	常務理事について、次期役員改選時(平成22年3月末)に公募を要請。その他の厚生労働省出身者の役員ポストについても、法人において、法人の経営運営改革を実施するという観点を重視し選任する方向で検討。



事務・事業シート（概要説明書）					
事業名		作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験【試験】			
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		作業環境測定法第20条第1項	関係する通知等		
事務・事業概要	目的（何のために）	健康障害を防止するためには、作業環境の適切な把握が必要であり、適切な作業環境測定を行うことができるよう、作業環境測定士に必要な知識等を確認するため、作業環境測定士試験を実施する。			
	対象（誰/何を対象に）	作業環境測定士になろうとする者			
	事務・事業内容（手段、手法など）	<p>作業環境測定士として、適正な作業環境測定を行うのに必要な知識について確認するための作業環境測定士試験に関する事務（試験員の選任、受験申請書の受理、試験問題の作成・印刷、試験の実施、能力の判定、合格証の作成及び交付等の事務）を実施している。</p> <p>作業環境測定士試験（第一種及び第二種）においては、学科試験により、労働衛生一般、関係法令、デザイン・サンプリング、分析概論、分析技術についての知識を確認している。</p>			
	事業の期限	なし			
	事業の沿革	<p>[いつから実施] 昭和51年4月7日指定</p> <p>[指定法人の変遷] 昭和51年～昭和53年3月まで（財）作業環境測定士試験協会 昭和53年4月～現在まで（財）安全衛生技術試験協会（名称変更）</p> <p>[途中で廃止していた期間の有無] なし</p>			
事業の必要性（国が事業を行う必要性を含む。）	<p>作業環境測定士（以下「測定士」という。）は、事業場に立ち入って、有機溶剤、特定化学物質、石綿、粉じん、鉛、放射線物質等の作業環境測定中の濃度の測定を行っている。測定士が測定する物質等は、労働者の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、正確な測定技術を有すると同時に、測定結果が労働現場の作業環境を適切に表したものであるような測定手法や測定場所を選択する必要がある。同一作業場を測定した場合であっても、測定場所を変更するだけで有害物質の濃度が大きく異なることから、十分な知識を有する者が行う必要がある。</p> <p>このため、労働衛生一般、関係法令、デザイン・サンプリング、分析概論、分析技術についての知識を確認するための作業環境測定士試験を実施している。</p>				
活動実績（成果物は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	第一種作業環境測定士試験 受験申請者数（年1回）	人	1,203	1,132	1,165
		単位	H18年度	H19年度	H20年度
第二種作業環境測定士試験 受験申請者数（年2回）	人	1,689	1,865	1,778	
パンフレット等の作成（件数）（名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	試験案内	部	23,000	22,800	22,800
		単位	H18年度	H19年度	H20年度
受験申請書	部	14,450	9,000	10,900	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	1 年度	S 5 1年度			
	2 実績	S 5 1年7月	第一回作業環境測定士試験受験申請者数	23,979人	
		S 5 2年3月	第二回作業環境測定士試験受験申請者数	20,418人	

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>		<b>作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験【試験】</b>
<b>指定の必要性</b> (指定制度を廃止した場合の問題点を含む。)		<p>作業環境測定士制度検討当時、法制定後は、大量の作業環境測定士受験者が想定されたため、試験事務を担当する行政側の事務能力が十分でないことが懸念された。このため、作業環境測定法（以下「測定法」という。）に、労働大臣に代わって試験事務を行う「指定試験機関」に関する規定が盛り込まれ、昭和51年4月1日に設立された財団法人作業環境測定士試験協会が同年4月7日に指定されたものである。</p> <p>指定制度を廃止し、国が直接事務を行うことは、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くこと、また、登録制度へ移行し、複数の法人が試験事務を行うこととなった場合には効率的な試験事務の実施が困難となるほか、試験の水準の適正な保持等が困難となるおそれがある。</p>
<b>指定の要件</b>		<p>(測定法第21条)</p> <p>1 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。</p> <p>2 経理的及び技術的な基礎が、試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。</p> <p>4 次に該当しないこと。</p> <p>① 他に指定した者があること。</p> <p>② 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>③ 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。</p> <p>④ 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。</p> <p>⑤ 指定が取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。</p> <p>⑥ 役員のうち、④に該当する者があること。</p> <p>⑦ 役員のうち、作業環境測定法違反等による解任命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者があること。</p>
<b>現在の指定法人</b>		(財) 安全衛生技術試験協会
国 (民間委託を含む。) で直接実施	<b>直接実施の可否</b>	否
	<b>理由</b>	<p>作業環境測定士制度発足当時は、試験は労働大臣が行う（試験事務は都道府県労働基準局が実施）こととされていたが、測定法の制定後は大量の作業環境測定士受験者が想定されたため、試験事務を担当する行政側の事務能力が十分でないことが懸念された。このため、昭和50年に制定された測定法に、労働大臣に代わって試験事務を行う「指定試験機関」に関する規定が盛り込まれ、指定試験機関に試験事務を行わせることとなったものであり、行政が再び直接実施する場合、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くことから、指定制度を維持するべきである。</p>
登録制度への移行	<b>移行の可否</b>	否
	<b>理由</b>	<p>登録制度へ移行し、複数の法人が試験事務を行うこととなった場合には、効率的な試験事務の実施が困難となるほか、試験の水準を適正に保持することが困難となるおそれがある。</p>
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役員について 理事長は民間出身者から選任 常務理事（常勤）及び監事（非常勤）の公募 常勤理事1名の削減</li> <li>○ 職員について 常勤職員2名削減（平成23年度） 定年退職者の後は民間出身者を積極的に採用</li> <li>○ 事業費調整引当預金等の見直し 安全衛生技術センターの施設の改修等の受験環境改善のために必要な資金を除いて縮減する。 縮減によって生ずる資金は、当面、労働安全・労働衛生コンサルタント試験及び作業環境測定士試験の安定的な事業運営のための基金とする。</li> <li>○ 平成21年度から学科試験の手数料の引き下げを行った（8,300円→7,000円）。 単年度収支が均衡するよう、平成23年度からさらに6,800円へと引き下げる。</li> </ul>

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名		作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験【試験】				
事業の収支状況（千円）	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
収入	37,168	37,400	37,870	39,008	38,296	189,742
手数料（利用者負担）	37,168	37,400	37,870	39,008	38,296	189,742
国からの補助金	0	0	0	0	0	0
その他（ ）	0	0	0	0	0	0
支出	95,464	86,885	75,675	77,122	81,338	416,484
収支差	△58,296	△49,485	△37,805	△38,114	△43,042	△226,742
コスト	平成21年度予算見込額		人件費			
	事業費	35,232 千円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）	従事役員数
	人件費	53,010 千円		常勤職員	千円	人
	管理費	12,726 千円		非常勤職員	千円	人
	総計	100,968 千円				
内訳	平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）	
	これまでの予算額等（千円）	77,122	81,338	100,968		
	人件費			53,010		
	旅費			3,236		
	印刷製本費			1,208		
	通信運搬費			907		
その他			42,607			
平成22年度の国からの財政支出見込額（千円）	0					

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] 平成21年9月30日  [内容] 中央省庁などのOBが在籍している、資格の取得に必要な試験や講習を実施している法人（65団体）の一つとして取り上げられた。	東京新聞	②	常務理事について、次期役員改選時（平成22年3月末）に公募を要請。その他の厚生労働省出身者の役員ポストについても、法人において、法人の経営運営改革を実施するという観点を重視し選任する方向で検討。